



保健だより



No. 2

令和7年5月2日

稲敷市立東中学校

保健室（文責 臼田）

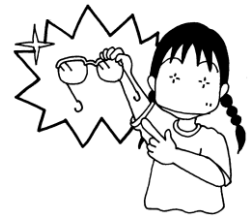
新しい学年が始まって約1ヶ月。心もからだも疲れがたまってくるころです。日中はしっかり活動して、夜はしっかり睡眠をとることが大切。休みだからといってだらだら過ごしてしまうと、休み明けが余計につらくなってしまいます。生活リズムを崩さず、活動と休養のメリハリをつけて、有意義なゴールデンウィークにしてください。

5月13日（火）内科検診（3年生）

- 対象 3年生（1、2年生は6月にあります）
- 目的 心臓や肺、皮膚、栄養状態や脊柱、運動器などの異常を早期発見します。
- 方法 半袖・短パンで受けます。保健調査票は提出してもらっていますが、咳が続く、関節が痛いなど、何か健康上で気になることがあれば、その場で申し出てください。

5月27日（火）眼科検診

- 対象 全学年
- 目的 伝染性の目の病気や、眼球の周りに異常がないかを検査します。また、斜視などの有無を検査し、視力低下を予防します。
- 方法 眼鏡やコンタクトはつけたままで受けます。
前髪の長い人は、必ずピンで留めるか、ゴムで結んでください。



＜生徒・保護者のみなさまへ＞

内科検診においては、正確な検査・診察のため、医師が体操服・下着等をめくって背骨の形等について視触診したり、体操服・下着の下から聴診器を入れて心臓や呼吸の音を聞いたりします。内科検診について、不安や心配なことがある場合は、事前に養護教諭臼田までお知らせください。

当日欠席等の理由で、学校での検診を受けることができなかった場合は、後日、保護者の方と一緒に学校医さんのところで検診を受けていただくことになります。対象者には、改めてご連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

【保護者の皆様へ】

日本スポーツ振興センター災害共済について

4月に日本スポーツ振興センター災害共済の掛け金として460円を口座から集金させていただきます。

お子様が学校生活の中（登下校中を含みます）でけがをしたり、熱中症になったりして病院を受診したときには、こちらの災害共済の対象となります。

保護者の皆様あてに稲敷市教育委員会より出されている通知を裏面に載せておきますので、よくお読みください。



◇学校の管理下でのけがについて◇

学校の授業や行事、登下校などでけがをした場合は、 日本スポーツ振興センターへ災害共済給付金を申請できる場合があります。医療機関等にかかる時は、マル福を使用せずに医療費(3割)のお支払いをお願いいたします。

災害共済給付金の請求は学校を通して行われます。(医療点数が 500 点以上の場合に対象となります。)災害共済給付金の対象とならない場合は、市役所にマル福受給者証、領収証、通帳等をお持ちいただきますと、医療費のお支払いをします。(外来の場合は、3割分が 600 円を超えた場合となります。)

◆学校の管理下でけがなどをしたとき◆

まずは医療費の領収証を学校へお持ちください	
日本スポーツ振興センター災害共済給付金 <u>対象の場合</u>	<u>学校にて手続きをお願いします。</u> 日本スポーツ振興センターより医療費に要した費用(3割分)と1割の療養に要する費用(見舞金)が支給されます。
日本スポーツ振興センター災害共済給付金 <u>対象とならない場合</u>	<u>市役所にて手続きをお願いします。</u> 外来・入院自己負担金相当分を差し引いた医療費をお支払いします。マル福受給者証、領収証、振込口座のわかるものをお持ちください。



お問い合わせ先
稲敷市教育委員会
学務管理課 学務係